

Vol.75 「ストックフォト活用法」

周囲にあふれる様々なデザイン素材を安易に使用することで、デザインを貶めてしまった事件が、つい最近ありました。利用する素材が自分以外の誰かの手によるものだとしたら、そこには他者の権利があることを常に意識する必要があります。

同時に、このように意識することは創作を委縮させることに繋がるかもしれないとする、短絡的な意見が一方で出てきています。しかし、それは創作性に対する誤った捉え方であり、それを証明できるのはデザイナーであることを義務とするデザイナー自身に他なりません。

2016年最初のレポートは、デザイン制作における素材との向き合い方について、「ストックフォト・レンタルフォト・フリー素材等」の実際のコンサルティングにおける知識をもとに、**素材を提供する側と利用する側との双方が意識して確認しなければならぬ**ことを整理していただき、「如何にしたら、トラブルに巻き込まれないか」を、**トラブルを起こす前の注意すべきこと**として提言いただきました。

創作する行為に価値を認めることが、デザイン保護の基本に流れる思想だと考えています。デザイン制作に係る私たちが、オリジナリティを重要なものとして捉えていかなければ、「デザインすること」が無意味なものになりかねません。今年もデザイン保護委員会は、知財としてのデザインを様々な角度から捉え・学び・伝えてまいります。

(2016年1月18日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。
無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

● 情報発信

ストックフォト 活用法 -安全な使い方と落とし穴-

弁理士/知的財産アナリスト 永沼よう子

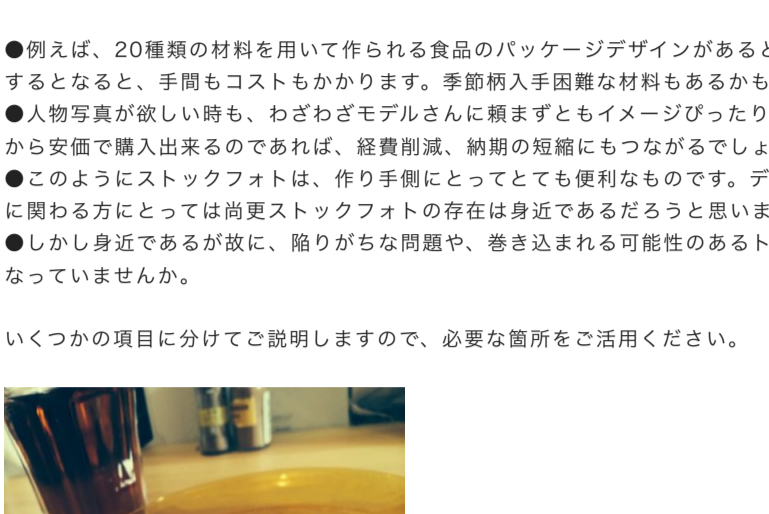


Photo by Ryosuke Yagi

その写真、使っても大丈夫？

私たちが生活していく中で、ふと目にするCM、中割り広告、新聞、雑誌広告、商品パッケージで使われている写真、Tシャツのデザイン・・・その中には実に多くの「ストックフォト」が使用されている事をご存知でしょうか。

●例えば、20種類の材料を用いて作られる食品のパッケージデザインがあるとします。その素材を全て撮影するとなると、手間もコストもかかります。季節柄入手困難な材料もあるかもしれません。

●人物写真が欲しい時も、わざわざモデルさんに頼まずともイメージびったりの写真をストックフォトの中から安価で購入出来るのであれば、経費削減、納期の短縮にもつながるでしょう。

●このようにストックフォトは、作り手側にとってとても便利なものです。デザインやクリエイティブな作業に関わる方にとっては尚更ストックフォトの存在は身近であるだろうと思います。

●しかし身近であるが故に、陥りがちな問題や、巻き込まれる可能性のあるトラブルへの認識がいまいになっていませんか。

いくつかの項目に分けてご説明しますので、必要な箇所をご活用ください。

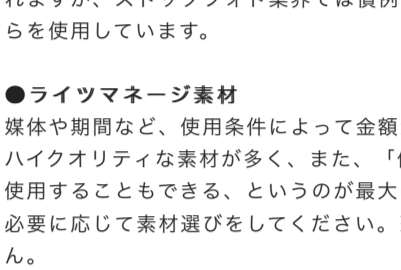


Photo by Atsuhiko Sudo

ストックフォトには、どんなものがあるの？その歴史と種類

ストックフォトは、その名の通り予め用意された（ストックされた）素材のことです。

ストックフォト会社では、永年のデータの蓄積から、良く使われるであろう シチュエーションを想定し撮影したものを数多く準備しています。上手に付き合えば経費の削減、作業効率アップなどのメリットがあります。

ストックフォトの歴史は長く、以前は「レンタルフォト」等と呼ばれておりました。ボジフィルムそのものを業者とやりとりしていた方も多くいます。しかし現在では、購入から納品迄ほぼ全てがインターネット上で行われます。

気軽にダウンロードが出来てしまう反面、写真の「出所」が管理しづらく、気づいたら思わぬトラブルに巻き込まれていた、なんていう事も起こりやすくなりました。

ストックフォトの種類

ストックフォトの契約形態には大きく分けて二つの分類があります。

●ロイヤリティフリー素材

一度購入すると基本的に追加の使用料を支払うことなく何度でも利用できます。価格は必要な画像サイズによって決まります。

注意：ロイヤリティフリーは、著作権フリーとは違います。正当な著作権使用料がカメラマンに支払われており、その「使用許可」を購入するものです。

※ロイヤリティ&ロイヤリティ・・・契約の文言としては本来的には「ロイヤリティ」が正しいものと思われれますが、ストックフォト業界では慣例として「ロイヤリティフリー」と表記するため、本文中には、こちらを使用しています。

●ライセンス素材

媒体や期間など、使用条件によって金額が算出されます。ハイクオリティな素材が多く、また、「使用の履歴」が管理されますので、期間、業種などを指定して独占使用することもできる、というのが最大の特徴です。

必要に応じて素材選びをしてください。※素材によって最初から決まっている分類で、選ぶことはできません。

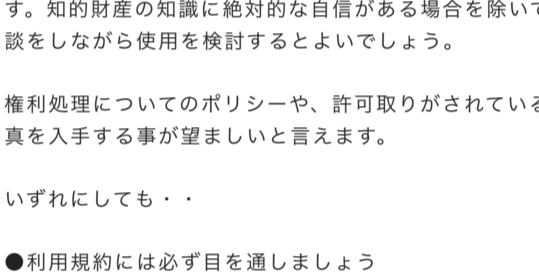


Photo by Ryosuke Yagi

ストックフォト会社に良く寄せられる質問 Q&A

ここでは実際に日々、ストックフォト会社に寄せられる質問の例を見てみます。

Q:被写体からの撮影許可、広告への使用許可は取れているか

A:「モデルリリース」「プロパティリリース」という項目にて許可の有無に関する情報を提供しています。

Q:加工して使用しても良い？

A:多くの場合、変更する事も前提にした契約をカメラマンと締結しています。加工する事で使用条件が変わる場合もありますので、利用規約を必ず確認して下さい。

Q:不正使用は本当に見つかるか？

A:不正使用を自動で見つけられるよう、監視システムを採用している会社もあります。発覚した場合、損害賠償を請求される事もあります。

Q:街頭写真などは。特徴的な建物や、広告が入っている箇所は消してしまえば全く問題ない？

A:一見問題なさそうですが、クレーム内容は様々で、「本来あるべき場所に広告がなかった（有料スペースに掲載している広告主より）」というクレームがある場合も。心配な時は画像販売元に相談してから加工して下さい。

Q:ストックフォトサイトを見ていて良い構図の写真を見つけた。その構図をそのままに別のモデルをたてて撮影すれば、写真は購入しなくても良い？

A:写真を購入する必要があります。構図そのものに著作権が認められた判例があります。※注（参照：判例_スイカ事件）

Q:ストックフォトの写真を元に、CGやイラストを作成した。参考にしただけなので購入する必要はない？

A:購入する必要があります。※注（参照：判例_祇園祭写真無断使用事件）

Q:トレースしてはいいけない？

A:実際に購入した写真であればトレースして使用する事は問題ありません。未購入の写真をトレースしてはいいけない、という事なのです。

フリー素材・自分で撮影した素材使用の落とし穴

フリー素材と聞くとかなり自由度の高い素材であると認識される方は多いようです。しかしながら、必ずしも著作権もフリーという意味ではない、という一例をあげたいと思います。

パリのエッフェル塔は、パブリックドメイン（注）です。しかし、夜間の「ライトアップしたエッフェル塔」については、現在パリ市が著作権を持っています。そのため、エッフェル塔のライトアップ写真を入手しても、パリ市の許可が得られていないまま商用利用等すれば、著作権法違反と言われてしまいます。

知らずに使用していても、ある日突然使用差しの連絡がきた・・・なんていう事態になりかねないのです。これはほんの一例に過ぎず、ヨーロッパの様々な建築物、日本でも六本木ヒルズなどが、権利を主張しています。知的財産の知識に絶対的な自信がある場合を除いては、著作物が被写体の場合には信頼出来るサイトに相談しながら使用を検討するよいでしょう。

権利処理についてのポリシーや、許可取りがされているか否か、についてきちんと書かれているサイトで写真を手する事が望ましいと言えます。

いずれにしても・・・

●利用規約には必ず目を通しましょう

●安易に入手した画像でクライアント企業名に傷をつけないよう、権利処理も視野に入れましょう

●自分で撮影した写真に関しても同様です。一見、全ての権利を持つように感じるものですが、「被写体の権利」は別ですので、注意が必要です。

(※)パブリックドメイン

著作権の保護期間が既に過ぎ去り、公共の財産として自由に利用が出来る。この場合、エッフェル塔の昼間の外観写真は自由に利用ができるという事。

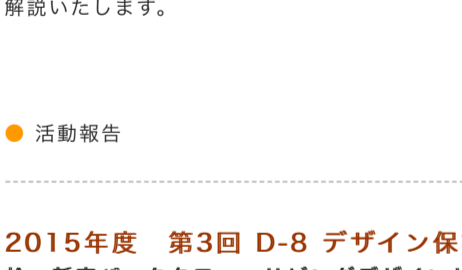


Photo by Ryosuke Yagi

実際にあった・あり得るストックフォト事例

ストックフォト使用時に、一番事故が起きる可能性があるのはこのような場合です。

1.「写真使用の権利」と「広告表現」は全くの別物であることを認識していない。
写真を使用する権利を正当に得たとしても、そこに載せる広告表現がおかしなものであれば、当然にトラブルが発生します。

こんな例を聞いた事があります。

屋外に恒常的に設置されている有名人の像。誰もが知っている偉人の像です。しかし、屋外に恒常的に設置されている美術の著作物はそのもその権利が制限されますので、写真に撮って使用する事が可能です。ところが広告表現として、その偉人を滑稽に、おもしろおかしく見えるような台詞を話さず、一部侮辱ともとれるような広告を作成してしまったのです。

結果はというと・・・根強い歴史ファンや、縁のある土地の団体などからクレームが入り、広告は打ち切りとなりました。ストックフォト会社は、この像を「使用」する権利までは補償している、あるいは相談に応じて権利処理を行います。

しかしその後、どんな使用をしてもいいわけではないという事はお分かり頂けると思います。広告表現は、あくまで自己責任で行いましょう。

次に、以下の場合です。

2.「写真使用の権利」と「被写体の権利」が別物であると理解していない。
フリー素材・自分で撮影した写真の項目でもお伝えしましたが、写真を入力しただけでは希望の用途に使用出来ない場合があります。

カメラマンの権利（写真の著作権）はストックフォト会社が管理していても、そこに写っている被写体については別途権利処理が必要になる場合があります。著名人の場合なんか分かりますか？

このような状況の下、我が国のハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟により、2015年5月より、日本からも同協定加盟国への国際意匠出願が可能となりました。

本セミナーでは、日本弁理士会の会員より好評をいただいたセミナーの内容を【国内編】【海外編】にまとめ、実務経験豊富な弁理士が、出願人の立場から意匠の活用方法について講義いたします。

◆開催日時 平成28年2月 5日（金）14：00～16：30【北海道・石川県・福岡県のみ】
平成28年2月19日（金）14：00～16：30【宮城県・広島県のみ】

◆会場・定員 北海道：札幌駅前ビジネスセンター2階 カンファレンスルーム2H（定員：100名）
（札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二北海道通信ビル2階）
<http://sebs.pw/access.html>

宮城県：TKP仙台カンファレンスセンター2階 ホールB2（定員：80名）
（仙台市青葉区花京院1-2-3 ソラガーデンオフィス）
<http://www.kashikaigishitsu.net/facilities/cc-sendai/access/>

石川県：TKP金沢ビジネスセンター6階 カンファレンスルーム6A（定員：50名）
（石川県金沢市上場町1-33 アバ金沢ビル）
<http://www.kashikaigishitsu.net/facilities/bc-kanazawa/access/>

広島県：広島マツダビル3階 第4会議室（定員：45名）
（広島市中区鞆町13番4号 広島マツダビル3階）
<http://www.hiramaz.co.jp/kaigishitsu/>

福岡県：福岡朝日ビル 地下1階 第14号会議室（定員：50名）
（福岡市博多区博多駅前2-1-1）
http://www.asahibuilding.co.jp/fukuoka_rental.html

◆プログラム 14：00～15：00 第一部 意匠の活用【国内編】
15：00～15：10 休憩（10分間）
15：10～16：10 第二部 意匠の活用【海外編】
16：10～16：30 質疑応答

◆講師 日本弁理士会意匠委員会委員
北海道：弁理士 浜田 治雄／弁理士 森廣 亮太
宮城県：弁理士 久門 保子／弁理士 篠田 卓宏
石川県：弁理士 中村 知公／弁理士 布施 哲也
広島県：弁理士 小川 雅加美／弁理士 長賀部 雅子
福岡県：弁理士 中西 輝／弁理士 田口 健児

◆主催 日本弁理士会意匠委員会
◆後援(予定) 北海道経済産業局、東北経済産業局、中部経済産業局、中国経済産業局、九州経済産業局

お申込み方法 専用アドレス (isyou-event@jpaa.or.jp) 宛てに、件名を「意匠活用セミナー(会場名【例：北海道】参加希望)」とし、本文に氏名・勤務先所在地・連絡先をご記入の上ご送信ください。